

<保護者・地域の皆さまへのお願い>

日頃から、学校教育の充実にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 地域の大切な宝である子どもたちの健やかな成長は、私たち全ての大人の願いです。
 そのためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、協力して子どもたちに関わるとともに、学校においては、子どもたち一人一人にきめ細かな指導を行うための体制づくりが必要だと考えます。
 本県では、保護者・地域の皆さまのご協力を得ながら、教職員が授業を中心とした教育に専念できる環境を整えることで、子どもたちの健やかな成長に力を尽くしたいと考えます。
 つきましては、県内一斉で以下のことに取り組みますので、学校における働き方改革へのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

①学校・家庭・地域で役割分担をし、連携・協力した取組をお願いします。

- 子どもたちが地域活動に参画することは、地域に生きる一員として大きな意味があることから、積極的な推進が求められています。
- 学校、家庭、地域で、「目指す地域の姿や子どもの姿」などを共有するための話し合う場をもち、共通理解のもと、それぞれの役割と責任を果たしながら、子どもたちの学びや成長を支える取組を進められるよう連携・協力をお願いします。



- 登下校時の通学路における安全確認や夜間の見回りなどは、地域の安全・安心を守る取組の一環として、関係機関・保護者・地域の方々と協力しながらの取組をお願いします。
- PTA活動は、家庭と学校が協力合せて教育効果をあげることを目的とするものです。子どもたちにとってより充実した活動になるよう、これまでの取組を見直し、精選した計画・実施をお願いします。

②子どもたちの登校は、学校がお知らせする時刻以降をお願いします。

- 教職員の勤務時間前の教室に、長時間、子どもだけにいることは、防犯上、子どもの安全が確保できない事態も予想されます。また、子ども同士のトラブルや事故、けがなどの対応が遅れてしまう危険性も考えられます。
- 子どもたちの登校については、市町村教育委員会や各学校で示された時刻以降をお願いします。



③勤務時間外の連絡や相談は、学校がお知らせする時間内をお願いします。

- 夜間、休日等の頻繁な電話連絡・相談等によって、教職員の日常業務に支障が出ている例が報告されております。緊急時（子どもたちの生命や安全に関わる重大事態）を除き、連絡・相談等については学校が定めた時間内をお願いします。
- 時間外の対応については、学校ごとにお知らせする時間・方法（留守番電話等）に沿った対応をお願いします。
- 教職員個人所有の携帯電話等への連絡については原則として行わないようお願いします。



「小林市教職員の働き方改革プラン」と「概要版」は、市ホームページからダウンロードできます。

発行：小林市教育委員会 学校教育課

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地
 電話：0984-23-0424 ファックス：0984-24-1503
 メール：k_gakko@city.kobayashi.lg.jp



小林市の教育のさらなる充実、質の向上のために <小中学校の働き方改革にご協力をお願いします>

小林市では従来から、先進的な人的支援やICT環境、各種システム整備等を行い、教育環境の充実を図ってきました。また、さまざまなボランティアや地域の方々の協力もあり、質の高い教育活動が行われています。
 一方で、教員が担う業務は年々増大し、長時間勤務が常態化しています。
 このような状況は、教員が子どもと向き合う時間の減少、教員の心身への影響等により教育の質の低下につながります。
 本市の子どもたちに、今後も質の高いよりよい教育活動を継続的にしていくためには、教員の本来の業務である授業や児童生徒の指導に専念できる環境を整えることが必要です。
 このような中、市では「小林市教職員の働き方改革プラン」を策定し、計画的に小中学校の働き方改革を進めることとしました。



本市の子どもたちの今と未来のため、保護者・地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

小林市の教職員の働き方の実態

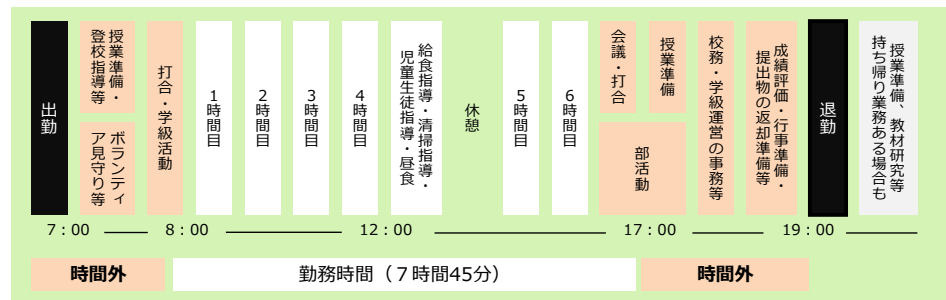
◎本市教職員の長時間勤務の状況

- 小林市における小中学校の勤務時間数は、平成30年10月の調査によると、約半数の教職員が、文部科学省が定めるガイドラインの基準（右表の①）を超えており、中学校においては**10人に1人**が「過労死ライン（※）」を超える勤務状況（右表の②）です。

項目	小学校	中学校	平均
①時間外勤務が45時間を超過している教職員	38%	60%	48%
②時間外勤務が80時間を超過している教職員	2%	11%	6%

※厚生労働省が定める労働災害の認定基準。時間外勤務が月80時間を超えると健康障害リスクが高まるとされる。

◎教職員の1日のスケジュールイメージ



- 小林市の教職員の勤務時間は、概ね8時から16時30分ですが、勤務時間内は、授業や給食指導、児童生徒指導などに従事しており、勤務時間開始前にも、実際には、授業準備や校務の見守り指導などの対応があり、勤務時間終了後も、部活動や会議・打ち合せ、授業準備、校務などが入り、正規の勤務時間に収まりきらない状況があります。
- 特に中学校では、授業終了後から部活動指導を行う教職員については、部活動終了後から校務、授業準備や教材研究を行う場合が多くなり、さらに長時間勤務となっています。



教職員の働き方改革に向けて

小林市教育委員会では、令和2年4月に「小林市教職員の働き方改革プラン」を策定しました。今後、このプランに基づいて、教職員の働き方改革を進めていきます。

<小林市教職員の働き方改革プランの概要>

【計画期間】令和2年～6年度（5年間）

【取組姿勢】

長時間労働を改善しながら、教育の質の向上を目指す。
「量を減らして質を高める改革」への挑戦！

教職員のワーク・ライフバランスのとれた生活を実現し、心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保することで、学校教育の充実、質の向上につなげます。

【目標】

（令和6年度までに）

- 👉 時間外勤務の縮減へ
- 👉 全員年休10日以上
の取得を
- 👉 質も高める働き方改革へ

● 年間の時間外勤務が**月平均45時間を超える教職員ゼロ**を目指し、長時間労働による健康障害やメンタルヘルス不調を防ぎます。
● 市教育委員会と各学校が**勤務実態を把握し、「勤務時間」を意識した働き方**を進めます。

● 計画的な年休取得を促すことで、ワーク・ライフバランスのとれた生活を推進します。また休業日等の振替や夏季休暇、年休等が取得しやすい環境を整えます。
● 業務の平準化の観点から、平均ではなく、**全員が年休10日以上**の取得を目指します。

● 教職員が教育活動に専念できる環境を確保することで、学校教育の充実、質の向上につなげ、「**学びたい度**」**80%以上**を目指します。
※「学びたい度」…毎年実施されている「全国学力・学習状況調査」の調査項目中の「学校に行くのは楽しいと思いますか」「将来の夢や目標を持っていますか」「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の4項目で算出。

【3つの戦略 と 具体的取り組みの項目】

戦略1 学校の業務改善

学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を行うとともに、地域や社会との連携を充実・強化します。

登下校に関する対応

学校納入金の納入・管理

部活動

授業準備、学習評価、成績処理

支援が必要な児童・生徒への対応

戦略2 勤務時間の管理及び適正化

勤務時間管理を徹底し、文部科学省の示す上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の实效性を高めます。

学校閉庁日の設定

勤務状況調査

部活動休養日の設定と実施

戦略3 教職員の働き方に関する意識改革

管理職のマネジメント能力や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図ります。また、保護者や地域住民に対する広報活動を強化し、理解促進・連携強化を図ります。

学校閉庁日の設定

部活動休養日の設定と実施

これまで学校や教員は、授業以外にもたくさんの業務を担っていましたが、国では授業以外の代表的な業務について整理をしました。

国が考える学校・教員の業務範囲

基本的には学校以外が担うべき業務

- 登下校に関する対応
- 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 学校納入金の徴収・管理
- 地域ボランティアとの連絡調整



学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務

- 調査・統計等への回答等（事務職員等）
- 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）
- 校内清掃（輪番、地域ボランティア等）
- 部活動（部活動指導員等）



教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- 給食時の対応（栄養教諭等との連携）
- 授業準備（サポートスタッフ等）
- 学習評価（サポートスタッフ等）
- 成績処理（サポートスタッフ等）
- 学校行事の準備・運営（外部委託等）
- 進路指導（外部人材との連携等）
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携等）



プランの取り組み例

～学校の業務改善に向けて～

登下校に関して

- 団体・地域等と連携して、見守り体制を構築します。

給食費などの学校納入金に関して

- 口座振替による集金を推進します。



部活動に関して

- 休養日、活動時間、休養期間等を設けます。
- 部活動指導員をモデル配置します。

授業準備、学習評価、成績処理に関して

- サポートスタッフをモデル配置します。
- ICT機器やシステムの整備を進めます。

支援が必要な児童・生徒への対応に関して

- スクールソーシャルワーカーを配置します。



その他にも...

- 勤務時間外の電話対応の方法を検討します。
- 学校支援ボランティアを推進します。
- 行事・作品募集などを精選します。
- 家庭教育学級、PTAの在り方を検討します。



保護者や地域の連携・連携ですむ 学校の働き方改革事例

地域住民と児童と一緒に登校

細野小

ふれあい登校

細野小学校では、地域住民と児童と一緒に登校する「ふれあい登校」を実施しています。登校時の安全管理のほか、参加者には歩くことによる健康維持や、子どもたちとのふれあいを通して、生きがいづくりにつながってもらう取り組みです。さらに「登下校に関する対応」の一部を地域の方々ที่担うことで、教職員の負担軽減にもなっています。昨年、登下校中の事件事故が頻発しており、子どもの登下校中の安全確保の在り方が見直されています。また、健康都市の推進にもつながるモデル的取り組みと言えます。※「健康都市」…市民の誰もが生きがいを持ち、幸せに生活できるまちを目指して、市民、地域、学校、団体、企業などが協働で進める取り組みです。



マル付けや授業中に声かけ支援

栗須小

学習支援ボランティア

栗須小学校では、学校独自で取り組む「学習支援ボランティア」の活用がすすんでいます。1人から始まったボランティアも、現在では18人が登録されており、1日に2、3名程が学校を訪れています。一口に地域の方といっても、教職員経験者だけでなく、多様な方が参加し、授業中の声かけや、プリントの印刷やマル付けなど学級運営の手伝いをしています。さらに、学校遊具のペンキ塗りの手伝いなど活動内容も広がりを見せており、それぞれのボランティアが持ち味を生かした支援を行っています。この取り組みにより、教職員には時間のゆとりが生まれ、子どもは個別指導でより理解が深まり、ボランティアは児童と触れ合うことで生きがいにつながっています。

